

令和4年度士幌町内のイベント開催の基本的な考え方

町内のイベント等に関し、下記のとおり基本的な考え方を定めましたので、イベントの主催者がそれぞれ判断をし、感染防止対策を講じてイベントの実施をお願いします。

なお、感染リスクへの対応が十分にできないと判断される場合には、開催の中止・延期をご検討ください。

イベントの開催の可否

開催の可否は、北海道によるイベント開催に関する要請及び**士幌町独自の基準**を基に判断をしてください。

①北海道対策本部における期間ごとの要請を遵守すること。

- ・春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い（4月18日～）など
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/>

②イベント主催者と施設管理者の双方において業種別ガイドラインを遵守すること。

- ・祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン など
<https://www.jaycee.or.jp/2021/guideline>

③感染防止安全計画や感染防止策チェックリストなどにより必要な感染防止策を講じること。

- ・イベント参加者全ての検温・消毒を行い、有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）の入場を確実に防止し、イベント会場へ入場する参加者については、氏名、年齢、住所及び連絡先（電話番号）を把握し、名簿を作成すること。

- ・感染防止安全計画

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/event_zhizensoudan.html

参加人数が、5000人を超え、かつ収容率が50%を超えるイベントにおいて、イベント主催者等が、具体的な感染防止策を記載した安全計画を策定し、北海道に提出をするもの

・感染防止策チェックリスト

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/event_corona_0914.html

イベント主催者が、必要な感染防止策を記載したチェックリストを作成し、主催者自らがホームページ等やイベント会場に掲載・公表する（安全計画を策定した場合は不要）

④人と人との距離は1 疋以上開けるものとする（大声を出さないイベントとする）こと。

⑤飲食を行う場合の注意事項は次のとおりとすること。

・飲食用の感染防止対策を行ったエリア（飲食スペース）を設け、そのエリア内のみで飲食を行うこと。この場合の感染防止対策は、パーティションの設置など飲食店に求められる感染防止策等を踏まえ十分な対策を行うこと。

なお、飲食スペースでの飲食時には対面およびマスクを外した状態での会話を避けるとともに、特にアルコール摂取時は注意力が低下しやすいので、アルコールの提供は控えること。

・上記以外の場合は、イベント中に提供された飲食物は全て持ち帰りとする（水分補給等はイベント中も認められます）。

・上記の事項ができない場合は、飲食の提供は行わないものとする。

⑥緊急事態宣言が発令、まん延防止等重点措置または準ずる措置が適用された場合は、原則イベントを中止すること。

※イベント開催における注意事項

新しい生活様式に基づく行動が原則です。

主催者は基本的な感染防止対策を徹底するとともに、参加者にも協力を要請。イベント等の開催に当たって、感染防止安全計画や感染防止策チェックリストにより事前の確認をお願いします。

※この基本的な考え方は4月28日開催の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う町内イベントにおける協議（町・議会・農協・商工会・町民会議・しほろ7,000人のまつり実行委員会の長による構成）」において決定したものです。

この決定に変更等があった場合は、町ホームページ等にてお知らせをします。